

2007年1月26日

企業会計基準委員会 御中

オリックス株式会社

企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

貴委員会が2006年12月27日付けにて公表されました「公開草案「リース取引に関する会計基準(案)」及び公開草案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」について、下記の通りコメントを提出いたします。

#### 記

我が国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、本会計基準(案)の結論の背景にある基本的な考え方で示されているとおり「リース物件の売買と融資と類似の性格を有する一方で、法的には賃貸借の性格も有し、また、役務提供が組み込まれている場合が多く、複合的な性格を有する。」取引であります。したがって、実質的な「所有権の移転=売買」を前提とした所有権移転外ファイナンス・リース取引とは明らかに取引実態が異なることから、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理の妥当性については、その特殊性を十分に考慮し検討すべきであると思います。

しかしながら、公開草案に至るまでの経緯を見ると、貴委員会のこれまでの審議・検討は、国際会計基準報告とのコンバージェンスを前提としたもので、我が国におけるリース取引の本質について議論が十分になされたとは思われません。その結果、所有権移転外ファイナンス・リース取引についても、所有権移転外ファイナンス・リースと同等の“売買処理に準じた会計処理”を適用するという草案に至ったことは、リース会計情報の合理性及び確定決算主義を通じた税制上の取扱いの妥当性について、問題を残したものと考えざるを得ません。

そもそもコンバージェンスは、EU域内における「同等性評価」見直しの流れの中で進められたものであり、域外でかつ状況の異なる日本が、こうした流れに追随する形で検討が進められているものであります。したがって、今回の草案のように、我が国独自の環境・ビジネスを反映した国内会計基準を排除し、EUと全く同じ考え方で対応することが、果たして我が国の会計基準設定に際して、本当に有効なものか疑問を呈するものであります。

リース事業協会においては、これらの点を考慮し、貴委員会のオブザーバー参加も得て、“我が国におけるファイナンス・リース取引の経済的実質及び現行リース会計基準の有用性並びに確定決算を前提とするの税制上の取扱いから、現行基準の存続・維持が最も望ましい”との再確認をした上で、「リース債務計上、損益計算上は賃貸借処理、使用権の売買と見る会計処理、個別・連結で異なる会計処理」の3つの検討案を提示しております。上記記載の状況を踏まえ、あらためて所有権移転外ファイナンス・リース取引の複合的な性格を考慮した十分な検討を要望するものであります。

以上